

「肝炎治療費助成事業変更交付申請」の申請書類 (変更交付申請書をオンラインで提出する場合)

- ・ いばらき電子申請・届出サービスの申請完了後、速やかに下記の書類を管轄保健所へ郵送又は持参により提出してください。(交付申請書の提出は不要です。)
- ・ 訂正後の受給者証を返送するまでに約2週間かかりますので、お急ぎの場合は、電子申請ではなく、保健所の窓口にお越しの上ご申請ください(保健所にお電話の上お越しください)。
- ・ 申請される方の状況により、下記以外の書類が必要となる場合がありますので、保健所へお問い合わせの上ご準備ください。
- ・ 申請に必要な書類が全て保健所へ到着した日が受理日となります。
- ・ 郵送で提出される場合は、申込完了通知メールに記載された整理番号、申請者の氏名、電話番号を記載したメモを同封してください。(任意の用紙で結構です)

(メモの例)

整理番号 ○○○ ※申込完了通知メールの整理番号
 受給者氏名 ○○ ○○
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

申請書類:変更内容を確認できる書類

変更事項	提出書類
1 氏名	(1)受給者証原本 (2)住民票謄本(旧姓が記載されたもの。同一世帯全員の記載があり、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもので、発行日から3か月以内のもの) (3)医療保険被保険者証等の写し
2 住所	(1)受給者証原本 (2)住民票謄本(同一世帯全員の記載があり、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの) ※転居先の市町村を管轄する保健所へ送付してください。 ※県外へ転出された方は、転出先への転入手続きが必要となりますので、転出先の都道府県へお問い合わせください。
3 医療保険	医療保険被保険者証等の写し(本人分のみ) 保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面のうち、いずれか1つ ※受給者証の記載事項の訂正は生じません。
4 医療機関(変更、追加)	受給者証原本 ※電子申請・届出サービスの申込フォームに、変更又は追加する医療機関名を記載してください。
5 その他の変更	保健所へお問い合わせください。

※常総市又は坂東市にお住まいの方は、オンライン申請の場合、「(ア)住民票(謄本)」及び「(イ)市町村民税課税(非課税)証明書及び市町村民税の決定通知書」の提出を省略できません。また、提出先は市ではなく県保健所となります。